

議会事務局				編さん番号		
起案	平成 18 年 4 月 14 日	施行	平成 年 月 日			
決裁	平成 18 年 4 月 24 日	完結	平成 年 月 日			
分類番号	002-007	保存年限	永年			
番号	川 收 第 發 號	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）				
公開・非公開の区分		部分公開	個人情報	無		
非公開(部分公開)とする事由		情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）				
時限非公開		解除予定年月日(年 月)				
<p>件名 議会運営委員会小委員会会議録（要点筆記） (第7回議会改革小委員会)</p> <p>伺い文 別添のとおり報告いたします。</p>						
決 裁 欄	議長	委員長	局長	課長	主査	起案者 川野道広 電話 2266
合 議	局次長	課長補佐	主任			公印承認 文書主任
決 裁 後 供 覧					意見又は処理方針	

(別紙)

1 件 名 議会運営委員会小委員会会議録（要点筆記）

(第7回 議会改革小委員会)

2 日 時 平成18年4月14日（金） 開 会 午後 1時29分

閉 会 午後 2時50分

3 場 所 市議会第1委員会室

4 議 題 議会運営に関する検討事項について

5 出席者 榎本委員長、菅副委員長、大関、岩澤、松本（佳）、金子の各委員

6 オブザーバー 市原議員

7 事務局 森田局次長、安田課長、渡辺補佐、齋島補佐、金子主査、川野主任、川瀬主任

榎本委員長

本日は、お忙しい中ご参集賜り、ありがとうございます。

開会 午後 1時29分

榎本委員長

それではただ今から、第7回「議会改革小委員会」を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、本日の課題、改善点等の検討についてでございますが、前回の小委員会において、「1 本会議のあり方について」及び、「2 委員会のあり方について」のうち、検討されていない事項について検討をすることで、ご了承をいただいたところでございます。

それでは、初めに、「1 本会議のあり方について」のうち「その他 一般質問に關すること」の「質問回数の緩和」について検討して参りたいと思いますが、まず、提出会派であります [REDACTED] さんから、再度ご説明願いたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

[REDACTED]
質問に対するヒアリングの仕方も関係あると思うが、3回質疑を交わした後、更に、質疑を交わす必要が出てくる場合もある。無制限に何回でも質問したいということではないが、多少なりとも回数を増やしたいという思いで提案した。

会議録の即日発行が可能であれば、答弁により次の質問者に委ねるということも考えられるが、会派内の連携がしっかりと取られていないと難しい面もある。

無制限に質問回数を増やすということではないが、議員一人ひとりの回数を完全に制限するのではなく、弾力的に運営できないかということが趣旨である。

榎本委員長

ただ今、[REDACTED] さんから説明がございましたが、これを受けて、[REDACTED] さん、[REDACTED] さん、[REDACTED] さん、[REDACTED] さんからご意見等がありましたら、お願ひいたします。

[REDACTED] さんいかがでしょうか。

[REDACTED]
回数緩和の話については、きちんとした答弁であるとの前提で、現行の3回程度が妥当ではないかということで会派内でまとまった。

榎本委員長

[REDACTED] さんいかがでしょうか。

[REDACTED]
ただ今の [REDACTED] さんの意見と同じである。

[REDACTED] さんいかがでしょうか。

[REDACTED]
質問回数の緩和の話の中で、理事者の答弁について、質問に対して適当でないものが見受けられるとの意見があった。

具体的な回数については、何回が適当であるのかまとまってはいないが、趣旨については理解できる。

理事者側に、質問の趣旨を理解し、答弁をしっかりとするよう申し入れるとい

う方法も考えられるのではないか。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

回数については、現行の3回が妥当ではないかとの結論である。

先ほど、■さんからも意見があったように、表面的な答弁が多い。質問者側は質問を分かりやすくする努力をしているにも関わらず、答弁者側がそれを汲んでいない。理事者側には、もう少ししっかりとした答弁をしていただきたい。

回数は、だらだらするのではなく3回で良いが、答弁の中身をしっかりとしていただきたいというのが結論である。

榎本委員長

それぞれの会派から、ご意見等を拝聴いたしましたが、確認の意味も含めて、ご質問等はございませんか。

ー な し ー

榎本委員長

ないようですので、ただ今の意見としては、「3回に縛ることなく、多少なりとも緩和するよう、弾力的運用とする」、「現行の3回で良い」、「回数は3回で良いが、答弁の中身をしっかりとさせる」などがございましたが、意見の一一致を見るには至りませんでしたので、本日の意見を踏まえ、再度、会派に持ち帰り検討をお願いいたします。

次に、「極力重複質問をさけること」及び、「再質問に対する聞き取り行為は行なわないこと」でございますが、この件につきましても、提出会派であります■さんから、再度、ご説明願いたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

「極力重複質問をさけること」については、市議会申し合わせ事項にもあることから、確認の意味も含めて提案させていただいた。重複した質問がないよう、会派内で極力調整していただきたい。

「再質問に対する聞き取り行為は行なわないこと」については、質疑全てを型にはめて出来上がっているというのはいかがなものかとの考え方から、提案させていただいた。議員が自由に質問できるようにすべきである。

以上、確認を含めてこの2点を提案させていただいた。

榎本委員長

ただ今、■さんから説明がございましたが、これを受けて、■さん、■さん、■さん、■さんからご意見等がありましたら、お願いいたします。

「極力重複質問をさけること」については、我が会派においては、質問者間で確認をし合って極力重複しないよう調整している。関連した質問については行なっているが、出来る限り重複しないよう調整を行なっている。

「再質問に対する聞き取り行為は行なわないこと」については、聞き取りがあった場合、それに答えなければいいのではないかとの意見があった。これに関しては、行なわないということを決める程のことではなく、理事者と本人の関係の

榎本委員長

中で決めればいいのではないか。

■さんいかがでしょうか。

「極力重複質問をさけること」については、会派内で調整し避けている。

「再質問に対する聞き取り行為は行なわないこと」については、再質問するかしないかは、質問に対する答弁を聞いてから判断するというのが原則ではないのか。最初から、再質問の話というのはいかがなものか。対応としては、議員個人が考えればいいことで、個人の自由で良いのではないか。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

「極力重複質問をさけること」については、提案の思いは良く分かるが、我が会派においては、重複しないよう調整している。関連する質問については、次の質問者にリレーしていることはあるが、これについては重複には入らないと考えている。

質問の中身の意を汲んで答弁するよう、理事者側にもう少し知恵を使っていただきたい。

「再質問に対する聞き取り行為は行なわないこと」については、理事者の答えを聞いてみないと分からぬこともあるし、申し入れをしてもどこまで徹底できるかということも疑問である。議会として、そこまで決める必要はないのではないか。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

「極力重複質問をさけること」について、内容については理解できるが、重複した質問と言っても論点が違えば、論理構成上これは重要なことである。

「再質問に対する聞き取り行為は行なわないこと」については、議員個人の考えが重要である。

結論としては、現状のままで良いのではないかということである。

榎本委員長

ただ今、それぞれの会派からご意見等を拝聴いたしましたが、これらにつきましては、意見の一一致を見るには至らなかったということで、よろしくお願ひいたします。

次に、「意見書に関するこ」でございますが、この件につきましても提出会派であります■さん、■さんから、再度、ご説明願いたいと存じます。

■さんお願ひいたします。

意見書については、全会一致で上程されるケースが多いが、壇上で議運の正副委員長が交代で案文を朗読し、各々に採決しているが、議員には案文が議場の机上に配付されていることから、配付のとおり異議ないかを諮る程度で良いのではないか。

案文を朗読しないと会議録に載らないとの意見もあるが、会議録の巻末に資料として掲載されている。

時間の節約にもなることから、全会一致の意見書については簡易採決で良いのではないかという提案である。

榎本委員長

■さんお願ひいたします。

全会一致の意見書の説明方法についての提案であるが、案文の朗読については省略すると傍聴者は意見書の内容が分からなくなってしまうので、例えば、全て案文の朗読が終ってから、一括採決するなどの方法を取れないかという趣旨である。

榎本委員長

ただ今、提出会派からそれぞれ説明がございましたが、これを受け、■さん、■さん、■さんからご意見等がありましたら、お願ひいたします。

■さんいかがでしょう。

■さんからの提案について、各議員に意見書の案文が配付されているが、全てを読んでいる議員はどの位いるのか疑問である。正副委員長の朗読で初めて分かる議員もいるのではないか。また、傍聴者が分からなくなるということも問題である。これらの問題が解決できるならば、採決の簡素化については賛成する。

■さんからの提案について、全会一致であれば、議運の正副が行ったり、来たりしなくても良い。考え方は賛成である。

榎本委員長

■さんいかがでしょう。

議会運営の効率化も大事であるが、最近の議員提案はほとんど意見書しかないという点、また、時間の短縮ということを考えてもそれほど大きな効果があるとも考えられない。読み上げて認識を深めるということもある。簡略化するにも一定の線があるのでないか。

採決の方法と、提案理由の説明の方法と、双方合わせて考えなければならない。大規模な自治体の議会では、「配付のとおり異議ないか」と諮っているところもあるが、本市議会として何がいいか考える必要があるのでないか。もう少し研究したい。

榎本委員長

■さんの提案について、■さんいかがでしょう。

■さんの提案のような方法もあると思うが、一人で全て案文を朗読するのは大変だろうという思いがある。

ただ今の議論にあった傍聴者への対応などの話も分かる。時間短縮の効果という指摘もあった。色々考えると、もう少し詰めて考えたい。

榎本委員長

■さんの提案について、■さんいかがでしょう。

もう少し考えたい。

榎本委員長

■■■■■さんいかがでしょう。

■■■■■さん、■■■■■さん双方の提案に関連して、意見書の内容をもっとまとめたものにすべきではないか。

会派の検討の中で、国に意見書を出しても何の反応もないとの指摘もあったが、地方の意見として、出すことが大事であると考える。

議場で朗読するということも重要であることから、意見書の中身をコンパクトにして、朗読するということが良いのではないか。

榎本委員長

ただ今、それぞれの会派から、ご意見等を拝聴いたしましたが、さらに検討したいとの意見が多くありましたので、会派に持ち帰り、再度、検討いただくということでお願いいたします。

次に、「人事案件に関すること」でございますが、この件につきましても、提出会派であります、■■■■■さん、■■■■■さんから、再度、ご説明願いたいと存じます。

■■■■■さんお願いいたします。

その後、会派内で色々議論があり、現状のままが良いのではないかとの意見でまとまったことから、本提案については取下げさせていただきたい。

榎本委員長

それでは、■■■■■さんからご発言がありました、提案の取下げについてはよろしいでしょうか。

— 各会派了承 —

榎本委員長

それでは、そのようにお願いたします。

それでは、■■■■■さん説明をお願いいたします。

現在、人事議案にも多少の経歴があり、市長の説明もあるが、その人が、その職に就いた時に何をしたいかが見えてこない。もう少し、何をしてきたのか、何をしたいのか見えるような形にすべきとの趣旨で提案した。

榎本委員長

ただ今、提出会派であります■■■■■さんから説明がございましたが、これを受けて、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さんからご意見等がありましたら、お願いたします。

■■■■■さんいかがでしょう。

■■■■■さんの提案はもっともであるとの意見もあったが、これらの人たちは、選挙のように立候補している訳ではない。市長が責任を持って推薦しているということで、現状の方法で良いという結論である。

榎本委員長

■■■■■さんいかがでしょう。

会派内の議論でも、現状の方法について様々な意見が出たが、何とか被推薦人

が分かる方法はないのかという課題が残った。例えば、市長が紹介だけするなどの方法もあると考えられるが、方法論としてはまとまっている。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

気持ちちは分かるが、立候補している訳ではない。推薦を受けているということでもう少し知りたいという思いもある。

議案だけではなく、もう少し補足的な資料を添付するという方法も考えられるが、あまりありすぎて、人を裁くようになってしまってもいけない。

議会として、もう少し補足的なものを付けてもらうよう市長に申し入れるなど、もう少し工夫すべきではないかという思いはある。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

いつも表決の際意見が出ていた。壇上で意見を言うのが良いのか、文書で行うのが良いのか、これまでの経緯も踏まえて考える必要がある。

提案の趣旨は賛成するが、方法論についてはもう少し検討したい。

榎本委員長

ただ今、それぞれの会派からご意見等を拝聴いたしましたが、確認の意味も含めて、何かご質問等はございませんか。

もう少し、判断できる材料を付けてもらいたいという点では概ね一致しているのではないか。

この点について、申し入れるということでどうか。

榎本委員長

この点について、■さんはいかがでしょうか。

良いのではないか。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか

意見が一致しているので、今後検討したいが、事務局においてこれまでの経験の中で何か良い提案等はないか。

森田局次長

非常に重要なことであり検討させていただく。人物の判断ができる資料について検討させていただきたい。

榎本委員長

それでは、方法等については、後日事務局からの報告を待って、再度検討するということで、よろしいでしょうか。

— 各会派了承 —

榎本委員長

それでは、そのようにお願ひいたします。

次に、「2 委員会のあり方について」のうち、「傍聴人数について」及び「

その他傍聴について」検討して参りたいと思いますが、提出会派であります■さん、■さんから、再度、ご説明を願いたいと存じます。
■さんお願いいたします。

スペースの問題を考えれば3人というのも分かるが、同時開催をやめるという方法や、当該委員会室に入らなくとも隣の部屋で聞けるようにするなどの方法も考えられるのではないか。

10人、20人にしたいということではないが、3人と決めつけるのはどうなのか。3という数字を取りたいということが趣旨である。

榎本委員長

■さんお願いいたします。

■さんとほとんど同じであるが、我が会派は10人としている。10人とした具体的な根拠はないが、議運の視察等では10人というのが多かった。他の部屋で聞けるという所もあった。

部屋のスペースを先に考えて、傍聴者の数を制限するという考え方はいかがなものかという趣旨であり、必ずしも10人でなければならないということではない。

榎本委員長

ただ今、提出会派からそれぞれ説明がございましたが、これを受けて■さん、■さん、■さんご意見等がありましたらお願いいたします。
自民党さんいかがでしょうか。

隣の部屋で聞けるようにするという議論までにはならなかったが、物理的に不可能ということで、現状で良いのではないかという結論になった。3人でなければならないということではない。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

傍聴者に対する議論もあるが、その前に委員の質を高めなければならぬという思いもある。

傍聴者が多く来ることで議員の発言が制限されてしまうようなケースがあってはならない。

傍聴者数の制限緩和も含めて、結論は出ていない。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

傍聴者の人数を多くすることは良いと思うが、「その他改善すべき課題等」に庁舎内での放映を提案させていただいているとおり、ここに来なければ見られないということではなく、他の場所でも見ることが可能な方策を考えるなど、開かれた議会という観点から検討すべきである。

榎本委員長

傍聴者数を増やすという意見、また、現状維持との意見等、意見が分かれておりますが、他に何かご意見はございますか。

我が会派では、現状の委員会室ということで検討した。この中で傍聴者数を増やすことは現実的に無理であり、仮に立って傍聴するような状態では、逆に委員会審査の妨げとなり、行き過ぎである。しかし、何が何でも3人でなければならないということではない。

榎本委員長

他に何かご意見はございますか。

－ な　し　－

榎本委員長

他にご意見がないようですので、本日の意見を踏まえ、再度、ご検討をお願いいたします。

続きまして、「その他傍聴について」のうち「傍聴者に対する配布資料について」、[REDACTED]さんから説明をお願いいたします。

[REDACTED] 委員会の傍聴に来られた方からの意見であるが、手元に資料がなく、何を議論しているのか知らないということであった。

県議会においても、1枚もので項目だけを記載した資料を配っている。

具体的にこう言うものを配りたいというものはない。項目を記載したものでも結構であるが、常任委員会の傍聴者に、何らかの資料を配る必要があるということで提案させていただいた。

榎本委員長

ただ今の説明を受けて、何かご意見等はございますか。

[REDACTED]さんいかがでしょうか。

[REDACTED] 議案の項目を記載する程度なら問題はないと思うが、どこまでやるのか。あまり多くのことを載せるというのは難しいのではないか。

榎本委員長

[REDACTED]さんいかがでしょうか。

[REDACTED] 資料を配布するといつても、どこまで載せて配るのかが問題である。配るのは良いが、内容は検討する必要がある。

榎本委員長

[REDACTED]さんいかがでしょうか。

[REDACTED] 議案の概略となると難しいのではないか。項目が審査の日程位のものであればできるのではないか。3枚余計にコピーして、用意しておく程度のことである。

委員会の傍聴者は、中身が理解できずに帰る人がほとんどであるので、審査の日程を配るということでいいのではないか。

榎本委員長

[REDACTED]さんいかがでしょうか。

[REDACTED] 委員会付託表をコピーして渡すということで問題ないのではないか。

榎本委員長

[REDACTED]さんは、内容を検討したいとのことでありましたが、委員会付託表を

コピーして配布するということについてはいかがでしょうか。

■■■■■
それなら良い。

榎本委員長

それでは、常任委員会における傍聴者については、資料として委員会付託表をコピーして配布するということで、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

榎本委員長

それではそのように決定させていただきます。

次に、6月定例会に向けて、「4 その他改善すべき課題等」のうち、■■■■■さんから提出されております「議会におけるクールビズの対応」について、検討して参りたいと存じます。

「議会におけるクールビズの対応」については、8月22日の小委員会において、各会派の意向・考え方を報告いただいた後、意見の交換を行いました。

その協議概要は、■■■■■さん、■■■■■さんが「賛成」、■■■■■さんが「特に、こだわらない」、■■■■■さんが「持ち帰り検討する」とのことでありました。このことから、■■■■■さんの検討状況はいかがでしょうか。

■■■■■
クールビズについては、それぞれ考え方方が違う。基本的には庁舎内の冷房との関係であると思うが、議場における場合、特に我々公職に就く者としてネクタイをしめるのは、その気持ちの表面的な表れであるというものや、上着は脱いでもいいが、ネクタイ、ワイシャツを着用するなど、会派内でも意見はまとまっている。

■■■■■
そもそもクールビズの定義は何か。

安田議事課長

地球温暖化防止を目的に、室内を冷やし過ぎないよう、エアコンの温度を28℃に設定することとし、この設定温度下でも執務できるような服装をクールビズと言っている。クール・ビジネスの省略である。

■■■■■
ネクタイをしていてもクールビズなのか。

安田議事課長

その人が暑くなれば良い。

■■■■■
議場でのうちわ、扇子はだめと聞いている。

榎本委員長

ただ今の説明を受けて、何かご意見等はござりますか。

■■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■■
クールビズについては、国、県も行なっている。地球温暖化防止という方向であるならば、ノーネクタイで良いのではないかという流れである。かといって、ネクタイをしてはいけないというのもおかしい。クールビズとは、シャツにノーネクタイだと思っていたが、きっちとしたシャツならノーネクタイで良いとか、

ネクタイをしても暑くなければ良いなど、そもそもクールビズとは何かが分からなくなってきた。もう少し検討させていただきたい。

森田局次長

参考までに、昨年度は委員会においてはノーネクタイのクールビズ対応で了解いただいている。

職員も全国的にシャツにノーネクタイという軽装での執務が増えてきている。

本市に視察に来られる他市の議員さんも、クールビズで来庁されるというケースもある。

こだわらないと言ったのは、誰かが言ったから右へ倣えということではない。体感温度など個人差があるものである。しかし、つき詰めていくと個々の感覚に委ねられるところがあり、その人の社会的常識を問われるということにもなりかねない。

榎本委員長

ただ今、ご意見を伺いましたが、意見の一一致を見るには至りませんでしたので、今後の検討課題とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

式典や会合などで、周りの人がネクタイをしている中で、ノーネクタイのクールビズだと浮いて見えててしまう。

もう少し検討する余地があると思う。

もう少し、詰めた議論をしたい。

榎本委員長

それでは、今後の検討課題とさせていただきます。

次に、前回の小委員会で検討事項となっております、「政務調査費に関すること」並びに、「費用弁償に関すること」に関わる、類似都市及び近隣市の状況を一覧表にまとめお手元に配付いたしてございますので、事務局から説明願います。

森田局次長

お手元に配付してある一覧表は、人口40万人から60万人の市、県内の人口20万人から40万人の市及び、近隣市についての、議員報酬、政務調査及び費用弁償について、調査したものをまとめたものである。各市の状況については記載のとおりである。

榎本委員長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ー な し ー

榎本委員長

それでは、よろしくご了承願います。

次に、「中間報告について」でございますが、議会改革小委員会は、次回の開催で約1年を経過することから、中間報告をいたしたいと考えております。

その内容は、お手元に配付してございますとおり、議会改革小委員会の設置経緯、検討項目、検討結果についてであります。

なお、中間報告は、今回及び次回の協議結果を加え、6月1日に開催予定の議

会運営委員会に報告し、了承を得た上で全議員に配付いたしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは本日の協議結果として、まず、人事案件について、補足的資料を添付することについては、事務局にて検討するということになっておりますので、後日報告をお願いいたします。

また、意見の一致を見たものとして、常任委員会の傍聴者に資料として委員会付託表を配布することでございますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、次回の日程につきましては、5月15日（月）午後2時から第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

なお、次回は、「1 本会議のあり方について」及び「2 委員会のあり方について」のうち、検討されていない事項並びに、「4 その他改善すべき課題等」のうち「政務調査費に関すること」をご協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日予定いたしました協議事項は、終了いたしましたが、この際、何かありましたら、お願ひいたします。

議案としては、市長提出議案、議員提出議案、それぞれあるが、議員の権利として、議案に対する質疑、討論が認められている。

現在、本市においては、20分または25分の討論時間が認められている。権利は議員一人ひとりにあるが、本市においては会派制をとっていることから、各会派代表制で行なっている。

会派というものを考えるならば、討論時間についても、会派の持ち時間制について、今後検討していくべきではないかということから、提案させていただいたい。

榎本委員長

ただ今の提案についていかがでしょうか。

■さんいかがでしょうか。

大事なことがあるので、検討することについて賛成である。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

検討するのは結構である。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

検討するのは結構である。

榎本委員長

■さんいかがでしょうか。

検討るのは結構である。

榎本委員長

それでは、今後の検討事項といたします。

ほかに何かございますか。

榎本委員長

一 な し 一

ほかになければ、以上をもちまして、第7回「議会改革小委員会」を閉会いたします。

本日は、大変ご苦労様でした。

閉 会 午後 2時50分